佐賀県規則第28号

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(有資格者の地位の承継)

(以下「有資格者」という。)の相続人その他の一般承継人は、 有資格者の地位を承継しようとするときは、入札参加資格者承継 承認申請書(様式)を知事に提出し、その承認を受けなければな らない。

改正前

2 略

別表(第4条関係)

1 土木一式工事

設計 価格	<u>6,000万円</u> 以 上	2,500万円以 上6,000万円	800万円以上 2,500万円未	800万円未満
		未満	満	
等級	特A	Α	В	С

2 建築一式工事

設計 価格	<u>4,500万円</u> 以上	1,500 万 円 以 上 4,500万円未満	<u>1,500万円</u> 未満
等級	A	В	С

3 舗装工事

設計 価格	全額	<u>1,000万円</u> 未満
等級	Α	В

改正後

(有資格者の地位の承継)

第3条 前条第2項の規定により入札参加資格の決定を受けた者|第3条 前条第2項の規定により入札参加資格の決定を受けた者 (以下「有資格者」という。)の相続人その他の一般承継人は、 有資格者の地位を承継しようとするときは、知事が別に定めると ころにより、入札参加資格者承継承認申請書を知事に提出し、そ の承認を受けなければならない。

2 略

別表(第4条関係)

1 土木一式工事

設計	<u>7,000万円</u> 以	<u>3,000万円</u> 以	<u>1,000万円</u> 以	<u>1,000万円</u> 未
価格	上	上 <u>7,000万円</u>	上3,000万円	満
		未満	未満	
等級	特Α	Α	В	C

2 建築一式工事

	計 i格	<u>5,000万円</u> 以上	1,800 万 円 以 上 5,000万円未満	<u>1,800万円</u> 未満
等	級	А	В	С

3 舗装工事

設計	全額	<u>1,200万円</u> 未満
価格		
等級	А	В

改正前

4 電気工事、管工事及び鋼構造物工事

設計 価格	<u>1,000万円</u> 以上	500 万 円 以 上 1,000万円未満	<u>500万円</u> 未満
等級	Α	В	С

5 造園工事

設計	<u>600万円</u> 以上	<u>200万円</u> 以上 <u>600</u>	<u>200万円</u> 未満
価格		<u>万円</u> 未満	
等級	Α	В	С

様式(第3条関係)

入札参加資格者承継承認申請書

佐賀県知事 様

<u>年</u>月日

申請人住所 商号又は名称 代表者氏名

印

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第3条第1項の規定により、下記有資格者の入札参加資格を承継したいので添付書類を添えて申請します。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 商号又は名称
- 3 代表者氏名

添付書類

- (1) 被承継者の貸借対照表
- (2) 申請人の貸借対照表
- (3) 引渡者の承諾書

改正後

4 電気工事、管工事及び鋼構造物工事

設計	<u>1,200万円</u> 以上	<u>600 万 円</u> 以 上	<u>600万円</u> 未満
価格		<u>1,200万円</u> 未満	
等級	Α	В	С

5 造園工事

設計 価格	<u>700万円</u> 以上	<u>250万円</u> 以上 <u>700</u> 万円未満	<u>250万円</u> 未満
等級	А	В	С

改正前	改正後
<u>(4) その他知事が指定するもの</u>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。